

国民年金について

シリーズ(その十一)

老齢年金はいつからうけられるか

○支給の繰上げ。

〔老齢年金の支給開始年齢〕原則として65歳ですが、本人が支給繰上げの請求をすることによって、60歳から65歳までの間の希望するときから繰上げて老齢年金をうけることができます。

〔支給繰上げの請求〕

本人の希望によってできるものであります。支給繰上げの請求をする場合には、つぎに掲げることを十分に承知しておかなければなりません。

(1) 支給の繰上げを請求した人の年額は、本来の老齢年金の額(65歳からうけるべき額)から、支給を希望したときの年齢に応じて一定の額が減ぜられ、しかも、その額は、65歳になつても引き上げられることはなく、一生減額されることはなく、一生減額された年金をうけることになる。

(2) 支給の繰上げの請求による受給権が発生した後に、年金額の増額等を意図として、請求の取消し、支給を希望する日の変更を申し出ても、裁定の取消し、または変更是できないこと。

(3) 支給の繰上げの請求をしていなければ、その人が死亡した場合には、その人の遺族には、寡婦年金

甲府社会保険事務所の出張相談は
4月22日(火)です。
時間 午前9時30分~午後4時
事務所が甲府にあるため、常日頃

社会保険相談のお知らせ

市民課年金係では、年金相談にみえる方には、もれなくパンフレットを差し上げております。残りもあと500部になりましたのでご希望の方はお早目にどうぞ。

不便を感じていることと思います。
ぜひ、この機会をお見逃しなく。
『やさしい年金の計算』
の無料配布について

不便を感じていることと思います。

ぜひ、この機会をお見逃しなく。

または死亡一時金が支給されます

が、支給を希望する日が到来したことにより受給権が発生した人が死亡した場合には、その人の遺族には、寡婦年金、死亡一時金は支給されないこと。

(4) 支給の繰上げの請求による老齢年金の受給権は、支給を希望する日に発生し、年金の支払いは受給権が発生した月の翌月から開始されること。

(5) 支給の繰上げの請求ができるのは、60歳以上65歳未満の期間に限られており、60歳になる前の請求、65歳になってからの請求はできないこと。

※今年満60歳になり請求のできる人は、大正9年生まれの方です。で、自分がどう年金を請求したらよいか、60歳になる前に良くお考えのうえで請求してください。

“あなたの年金権はあなたの自身の手で確認のうえ請求してくださるようお願い申し上げます。”

①「保険証はあなたの健康を守る大切な証書」

保険証は、加入者の権利を保障し、数十万円、数百万円のサービスを生む大切な証書です。保険証がないと、医療費は全額自費で支払わなければならなくなります。

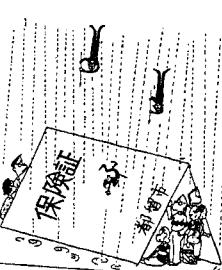
他人に貸したり、借りたり、治療が終つても病院に預けっぱなしにしたりしてはいけません。また不正に使用すれば罰せられます。

みんなの心がこもった保険証です。大切に取り扱いましょう。

水田利用再編対策(転作) にご協力を!

昭和54年度の転作奨励補助金も4月上旬までに各農家に、支払い終了しました。ここに厚く感謝申上げます。

さて、本年度も厳しい転作目標



違う人

他の保険(会社等職場での健
康保険)に加入している人

会社等を退職し、どの健康保
険にも加入していない人

面積に各農家のご協力を得まして

達成願いたく、ただいま受付中で
あります。まだ申込みされてい
ない方は、至急お願ひします。

なお、本年度より飼料用作物(ク
ローバー・ラジノ・モロコシ等)
を作付されている方は、畜産農家
と契約を結び、その写しを転作申
し込み用紙に添付してください。

申し込み契約書が添付されない場
合は、転作として認められません。
また、市内の畜産農家は、剣持謹
吾(法能二五三番地、TEL(三一
五八六六)小幡敏郎(馬場一八三
八番地、TEL(八一三三〇七)平
井政武(馬場一六四一二番地、T
EL(八一二〇〇七)の三農家であ
りますが、契約書はつきのとおり
で、昨年作付された方は、後日市
役所より契約書を送付します。

詳しく述べ市役所産業課(TEL
(三一一一、内線二六九番)へ
お問い合わせください。

飼料用作物の利用契約書				
畜産農家	と転作農家	は		
飼料用として、下記水田に係る作物の利用契約を締結する。				
昭和 年 月 日				
(畜産農家)	住所	氏名	(印)	
(転作農家)	住所	氏名	(印)	
記				
実施水田在所	水面積	田積	飼料作物名	備考